

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 26 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 海上保安庁海洋情報部
- (2) 住 所 東京都千代田区霞が関 3－1－1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 南海トラフ（別添付図）
- (2) 期 間 令和 7 年 12 月 10 日から 12 月 25 日まで

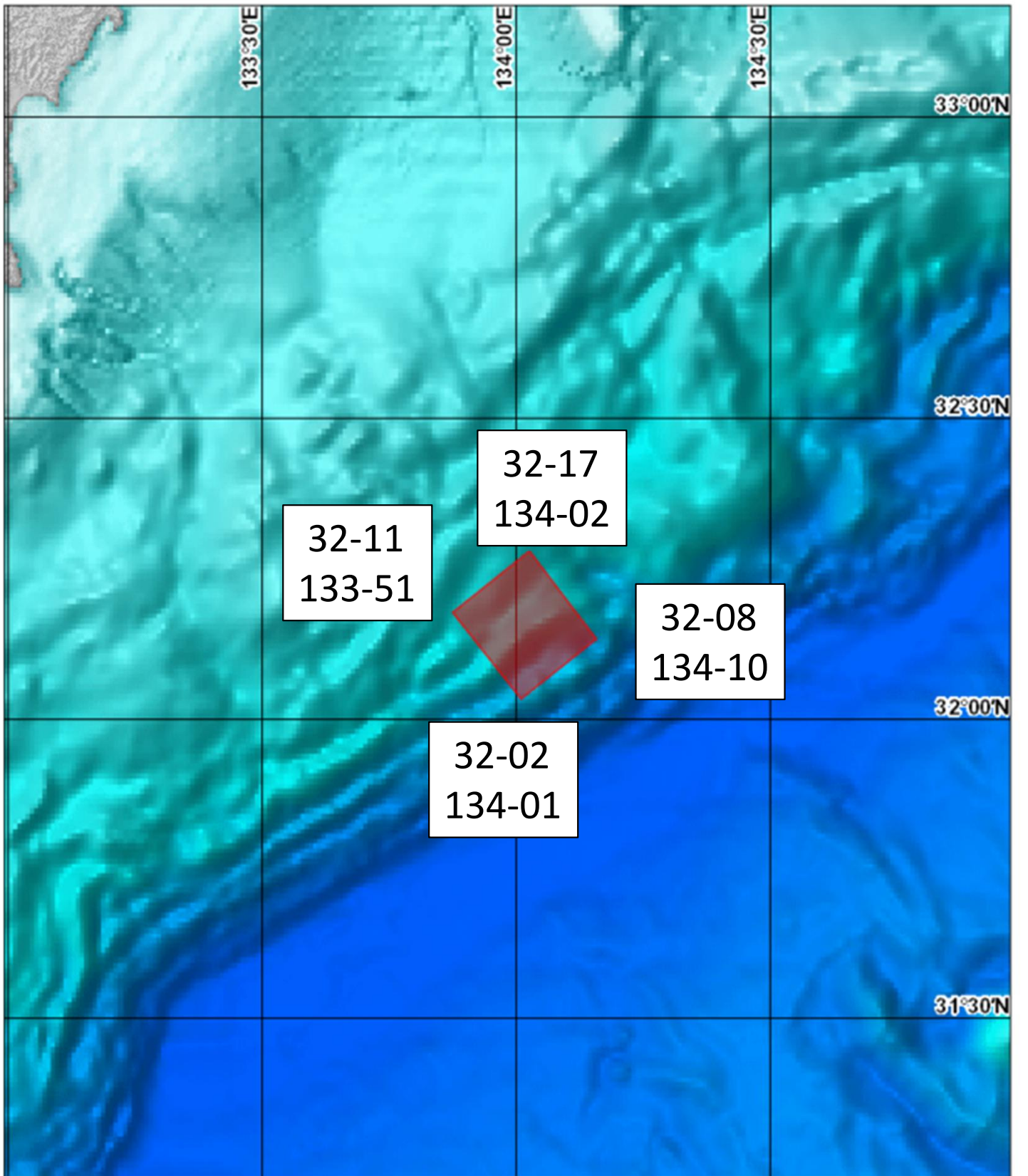
3 水路測量の実施方法

複合測位装置、スワス音響測深機等による海底地形の調査

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

調査区域



経緯度線

30km
10nm